

## 【すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求めます】

産地直結ひとすじ。いちばん頼れる生協に。

※署名用紙は裏面となります。

産直の東都生協

# 署名にご協力をお願いします

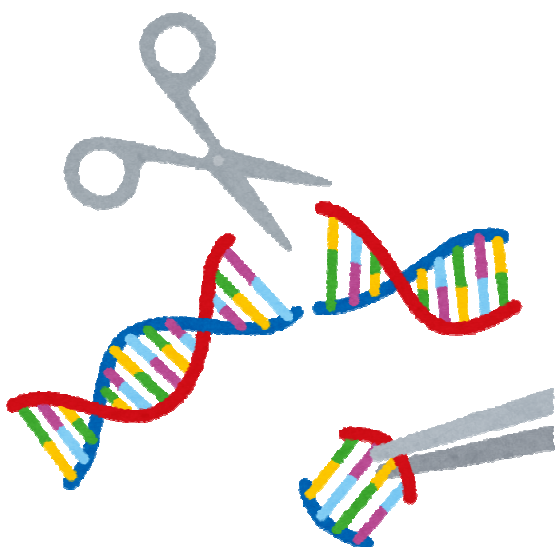
東都生協では、できる限り遺伝子組換え作物・食品を使用しない商品をお届けしていくため、産直産地・メーカーと協力し、国産原料や国内製造にこだわった取り組みを進めています。

また、表示義務（JAS法の食品の容器・包材への品質表示基準）が適用されていない商品案内「さんぼんすぎ」でも、遺伝子組換え作物の使用実態に応じて3つのマークによる自主表示を行っています。

しかし、遺伝子組換え技術とは別の「ゲノム編集技術」という遺伝子操作技術が登場し、規制無く食品として流通が始まろうとしています。

※消費者庁は、「ゲノム編集技術（狙った遺伝子を切断する）」で開発した食品について食品表示の対象外とし、ホームページなどで任意の情報提供を求める方針を9月19日に示しています。

当生協では、消費者の信頼を得るには、リスクコミュニケーションの推進と適切な表示による商品選択の権利を確保することが必要であると考え、「すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める署名」の取り組みを行います。



### 《ゲノム編集とは？》

すべてのDNAのことをゲノムといいます。ゲノムとは、DNAという物質の中に収められている遺伝情報の全体で生物が生きるのに必要不可欠な情報です。ゲノム編集とは、遺伝子に手を加えられる技術です。

### 《後代交配種とは》

安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種と従来品種とを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた品種のことです。

### 《オフターゲットとは》

ゲノム編集技術における標的部以外塩基配列への変異の導入のことです。

### 《厚生労働省へ意見書を提出しています》

東都生協ではゲノム編集食品における以下の項目について意見書を提出しています。

- 届け出を義務化すること
- 後代交配種の取り扱いも届け出にすること
- 消費者とのリスクコミュニケーションの推進

### 《署名にあたってのお願い》

- ◇署名は、ボールペンで都道府県からお書きください。代筆、年齢の制限はありません。
- ◇同一住所でも「同上」や「//」と書かず、住所をお書きください。
- ◇2枚以上集めていただける場合は、あらかじめ署名面をコピーしてご署名をお願いします。

## 提出期限 11月22日（金）まで

厚生労働大臣 加藤 勝信様  
農林水産大臣 江藤 拓様  
環境大臣 小泉 進次郎様  
消費者庁長官 伊藤 明子様

## すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求めます

特定遺伝子を狙って操作するという宣伝文句で登場した「ゲノム編集技術」は、標的外の遺伝子も破壊する「オフターゲット」作用などが報告され、さまざまな不安があります。それにもかかわらず、環境省も厚生労働省も、外来遺伝子が残らないゲノム編集生物は規制対象外と決めました。届け出も任意とされたため、食品表示も困難となっています。

このままでは、ゲノム編集食品が環境影響評価も食品安全審査もされず、食品表示もないまま、私たちの食卓にのぼることになります。消費者の知る権利、選ぶ権利を奪い、私たちの健康に生きる権利を脅かすものです。私たちは、すべてのゲノム編集生物の環境影響評価、食品安全審査、表示の義務付けを求めます。

### 【要請事項】

1. ゲノム編集技術でつくられた作物・家畜・魚類等のすべてについて、環境影響評価を義務付けること
2. ゲノム編集技術でつくられた作物等のすべてについて、食品安全性審査を義務付けること
3. ゲノム編集技術でつくられた作物等及びこれを原料とする食品について、表示を義務付けること

名前	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

ご家族等でも「同上」「〃」など書かず、お一人ずつお名前と都道府県から住所をお書きください。  
いただいた署名は政府に提出する以外の目的では使用いたしません。

第一次集約：2019年8月31日  
第二次集約：2019年11月30日

### 【取り扱い団体】

東都生活協同組合

### 【呼び掛け団体】

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン  
特定非営利活動法人 日本消費者連盟

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207  
電話：03-5155-4756/FAX：03-5155-4767